

第15回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和2年11月19日(木) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 佐藤 栄 一 | 委 員 | 霜 鳥 榮 之 |
| 副 委 員 長 | 高 田 保 則 | 〃 | 天 野 京 子 |
| 委 員 | 渡 部 道 宏 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 〃 | 八 木 清 美 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 議 長 | 関 根 正 明 | 副 議 長 | 堀 川 義 徳 |
|-----|---------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 築 田 和 志 | 庶 務 係 長 | 堀 川 誠 |
| 主 査 | 霜 鳥 一 貴 | | |
- 9 件 名
- 1) 令和2年第8回妙高市議会定例会の運営について
 - 2) 全員協議会報告事項
 - 3) 協議事項
 - 4) その他

○委員長（佐藤栄一） おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。関根議長。

○議長（関根正明） ここへ来て、新型コロナウイルスが広まり、危険の域に達しようとしております。本日の会議は、第8回定例会の議会運営委員会について協議していただくための議運であります。今回の定例会での付議予定案件は、53件と件数が大変多いので、大変ですがよろしく願いいたします。コロナ禍での開催ということで、県でも注意報を発令していますので、十分お気をつけ願いたいと思います。それでは先日、10月27日に、県の病院局長に対して行った陳情に対して、私のほうから簡単に御説明したいと思います。市長と私と板倉妙高病院後援会長と、吉越高高原地域区長連絡協議会長の4名で、病院局長のほうに陳情してまいりました。病院局長のほうから、いきなり病院をなくすことではないので安心してください。どこに住んでいても、必要な医療が受けられるようにすることが県の使命であります。今後は市とも自主的な協議に移行していきたいと思っているというような答弁をいただきました。市長からも、県と市と協議しながら、厚生連を絡めるなど持続可能なシステムを構築していただきたいとお話がありました。また、11月2日には知事との面談を非公開ということで行いました。非公開は、県からの要請で必ず守ってほしいということで、文書による掲示等はしないと言われておりますので、そのようにしたいと思います。具体的内容は公表出来ないこととされていますが、知事の話のを要約いたしますと、確実に約束す

るような発言はなかったものの、地域住民の安心と地域経済の中心である観光業を支えているという両面があることは十分理解しております。いかに、持続可能にしていけるかがこれからの問題だということで、そういう話がありました。なくすことは全然考えていないので、その点は安心してほしいという答えをいただきました。以上要約ですが、後ほど、10月27日の件については、文書をもって皆さんにお知らせしたいと思います。以上です。

1) 令和2年第8回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（佐藤栄一） 1) 令和2年第8回妙高市議会定例会の運営についてを議題とします。①会期について及び②会期日割について、一括して事務局の説明をお願いします。事務局長。

○事務局長（築田和志） 皆さんおはようございます。それでは御手元のレジュメに沿いまして、説明させていただきます。先ほども冒頭議長からお話ありましたようにちょっと量が多いですので、長くなるかもしれませんが、端的に御説明させていただきたいと思います。まず、お手元の資料に基づいて、①会期について及び、②会期日割について、ご説明いたしますが、まず初めに、条例関係で初日即決を希望している案件をご説明いたしますので、審議方法をご審議いただきます。1ページ下段の※で日程第5（議案第75号の審議方法について）です。まず初めに、招集日が当初予定では12月1日で進めておりましたが、今回の人事院勧告や県の人事委員会勧告に基づきまして、最初の議案第75号につきましては、特別職並びに職員それから会計年度任用職員の期末手当の支給率を0.05月減額したい内容です。基準日が12月1日ということで、11月30日に定例会を開催させていただき、この条例改正につきましては、初日即決をお願いしたいということでございます。1ページ下段の口枠をご覧ください。議会運営マニュアルでは原則として所管委員会へ付託するのが例であるとしておりますが、委員会付託を省略し、即決する場合は議運で決定する、としています。次の2ページの上段をご覧ください。1)の案は、総務文教委員会へ付託し、付託後に本会議を休憩し、委員会を開催、その後、本会議を再開し報告して採決する流れです。2)の案は委員会付託せずに即決とし、質問回数3回は適用せず、所管制限なしにより審議します。質疑・討論後に起立採決とする流れです。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ただいま局長から説明がありましたが、まず議案第75号の取り扱いについて、委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

○渡部委員 これについては人事委員会報告に従うというのが通例でございますし、これ、幾らあがなったところで、そのようになっていくというのは当然の動きでございますし、住民感情からしても、下げるということは妥当だと思いますので、初日即決、(2)の案でいいのかなと思います。

○委員長（佐藤栄一） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、それでは、議案第75号については、委員会付託なしで、初日即決にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認めそのように決定いたしました。それでは引き続き、①会期について及び、②会期日割について説明願います。事務局長。

○事務局長（築田和志） それでは、引き続きご説明いたします。最初に別添5ページからの付議予定案件をごらんください。今定例会に上程される案件です。まず条例関係は、今ほどの即決案件を含めて7件あります。議案第75号から第81号まで説明いたします。今ほども説明しましたが、議案第75号、妙高市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例議定について、総務課所管です。人事院勧告及び県人事委員会勧告

に準じて、特別職、職員、会計年度任用職員の期末手当の支給率を改正するため、3つの条例を、一つは妙高市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、それから特別職の職員の給与に関する条例、それからもう一つは妙高市一般職員の給与に関する条例及び妙高市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について条例を改正するものです。これが、先ほど説明させていただきました、初日即決させていただく議案です。次の議案第76号、妙高市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例議定について、同じく総務課所管です。今後、専門的な知識やノウハウを有する企業の人材の活用を図るため、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるため条例を制定したいものです。次に、議案第77号、妙高市入湯税条例の一部を改正する条例議定について、市民税務課所管と、議案第78号、妙高市奨学金貸付条例の一部を改正する条例議定について、こども教育課所管と、議案第79号、妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について、福祉介護課所管と、議案第80号、妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定について、健康保険課所管と、議案第81号、妙高市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び妙高市農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例議定について、ガス上下水道局所管の、以上議案第77号から議案第81号までの5件の条例関係はいずれも内容は同じで、租税特別措置税法の改正に伴うもので延滞金算出割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」と名称変更するため、条例改正するものです。次に、指定管理者関係は19件です。議案第82号、指定管理者の指定について（新井中央小学校区放課後児童クラブ）は、こども教育課所管です。新井中央小学校区放課後児童クラブの指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。議案第83号、指定管理者の指定について（妙高高原体育館）は、生涯学習課所管です。妙高高原体育館の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第84号 指定管理者の指定について（妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンター及び妙高市図書館）についても、生涯学習課所管です。妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンター、妙高市図書館の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第85号、指定管理者の指定について（関川関所道の歴史館）についても、生涯学習課所管です。関川関所道の歴史館の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第86号 指定管理者の指定について（姫川原コミュニティスポーツセンター）についても、生涯学習課所管です。姫川原コミュニティスポーツセンターの指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第87号、指定管理者の指定について（朝日町住宅）については、建設課所管です。朝日町住宅の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第88号、指定管理者の指定について（妙高市いきいきプラザ）については、福祉介護課所管です。妙高市いきいきプラザの指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第89号、指定管理者の指定について（妙高高原ふれあい会館）についても、福祉介護課所管です。妙高高原ふれあい会館の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第90号、指定管理者の指定について（妙高市高齢者生活福祉センター 妙高の里）についても福祉介護課所管です。妙高市高齢者生活福祉センター妙高の里の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第91号、指定管理者の指定について（妙高市地域密着型高齢者支援ホーム）についても、福祉介護課所管です。地域密着型高齢者支援ホームの指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第92号、指定管理者の指定について（新井ふれあい会館及び新井市民の広場）についても福祉介護課所管です。新井

ふれあい会館及び新井市民の広場の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第93号、指定管理者の指定について（深山の里）については農林課所管です。深山の里の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第94号、指定管理者の指定について（大滝荘）についても農林課所管です。大滝荘の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第95号、指定管理者の指定について（妙高市自然資源活用型交流促進施設 苗名の湯）についても農林課所管です。妙高市自然資源活用型交流促進施設、苗名の湯の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第96号、指定管理者の指定について（杉野沢生産物直売施設）についても農林課所管です。杉野沢生産物直売施設の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第97号 指定管理者の指定について（妙高山麓直売センター）についても農林課所管です。妙高山麓直売センターの指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第98号、指定管理者の指定について（妙高市いきいきプラザ商店街活性化支援スペース）については観光商工課所管です。妙高市いきいきプラザ商店街活性化支援スペースの指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第99号、指定管理者の指定について（新井中央駐車場）についても観光商工課所管です。新井中央駐車場の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。議案第100号、指定管理者の指定について（道の駅あらいくびき野情報館）についても観光商工課所管です。道の駅あらいくびき野情報館の指定管理期間が令和3年3月31日に期限を迎えることから、指定管理の指定について議会の議決を求めるものです。次に、補正予算関係です。議案第101号から議案第109号までとなります。議案第101号、令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）は、初日即決でお願いしたいということでございますが、まず、その審議方法を審議いただきたいと思っております。7ページの議案第101号をご覧ください。まず1つ目は、介護保険施設等における新規入所者を起因とするクラスター発生の防止や、利用者・親族等が県外を往来した後にサービス利用を控えることがないよう、一定の高齢者等が検査を受けるための費用を補正したいものです。2つ目は、コロナ禍で落ち込んだ来訪者の回復に向けた新たな旅行需要の発掘や着地型商品などを開発・実証、観光誘客合戦を勝ち抜くための費用を補正したいというものです。おそれいりますが、2ページの中段をご覧ください。審議方法案として、1）は、初日に委員会付託し、初日に採決する方法と、2）では、委員会付託せずに即決とし、質疑等の制限なしで審議し、起立採決とする案です。101号についての取り計らいをお願いしたいものです。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ただいま局長から説明がありましたが、まず、議案第101号の補正予算について、初日即決での取扱いについて御意見を賜りたいと思っております。委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

○渡部委員 この内容なんですけれども初日即決しなければいけない理由というのが、もう少し明確にお聞かせいただくとありがたいですし、それで前回の議会でも高田議員のほうから御発言ありましたように、我々が理解しうるだけの計算根拠というのを何ていうんですかね、当局のほうに求めていただければと思います。

○委員長（佐藤栄一） これについて局長。

○事務局長（築田和志） 私どものほうにも具体的な詳細の話はまだ来てないんですけども、聞き及んでる内容で、分かる範囲なんですけれども、観光商工の部分につきましては、当市にゆかりのある、個人とか団体の方にテレビの媒体などを通じてということになるのかわかりませんが、そういったことで、妙高市を広く周知していきたいんだというための補正ということで、これについては年末のこともあり即決にさせていただきたいということで、できる

だけ早く手を打っていきたいというようなお話を伺っております。すみません。詳細の内容ですが、どこまで詳細の資料かわかりませんが、一応 22 日の告示のときには、議案を皆様方のところに配布させていただくんですが、そのときには、その資料は、添付されていると思いますが、今のところ私どものほうにはちょっとないものです。

○渡部委員 であれば前回の補正もそうだったんですけども、高田議員がおっしゃられたように本当に我々が見ても、この金額が妥当かどうか審査出来ない感じになっているので、特に、我々議員なので、何か観光に向けたところって余りよってないっていうか、得意ではないので、なぜそれが必要なんだかという根拠が分かるようなものの資料を提供するように依頼していただきたいと思いますが。

○事務局長（築田和志） はい。今のお話承りましたので申し伝えておきます。

○小嶋委員 2点あるかと思うんですが、コロナ関連のものについては、検査体制の充実、それから費用の公費負担等については、所管事務調査なんかでもですね、取上げて、そうすべきだというようなことでやってきましたので、これはもうできるだけ早く第3波っていう話も聞こえて来ますので、これは即決でやっていただきたいと思います。2番目の旅行需要の発掘着地型商品、云々については、これはやはり中身が全く見えない。これでこれだけでは二行で理解はなかなか難しい部分があるんで、資料ってのはどういうものなのかかわかりませんが、議員の皆さんに納得いくようなですね、形での説明資料をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ほかに御意見ございませんか。

○天野委員 小嶋議員のおっしゃるとおりで、わからないから、私たちもどっちにしていかわからないのであって、もし具体的なことがわかって即決するところいうふうにはいいことがあります。もうここがもう、いち早く手を打って、例えば年末年始の商戦に非常に効果があるという、そういうような情報はないんでしょうか。

○事務局長（築田和志） 今のところ詳細な話はないです。ないといえますか、私どものほうもそういったことをお伺いしてるんですが、今調整中だという話を聞いております。

○小嶋委員 すいません。

○委員長（佐藤栄一） 休憩、暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時34分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。それでは、議案第101号については、委員会付託なしで初日即決ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。それではその他の議案について、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、引き続き、議案の説明に入りたいと思います。事務局長。

○事務局長（築田和志） それでは、引き続きご説明いたします。議案第102号、令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）の内訳は、9件ほどございますが、それぞれ所管の委員会へ付託となります。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、利用者の減少等により損失が見込まれる指定管理施設に対する損失相当分を補填する費用と、料金値上げの延期により料金収入が減少し、事業運営に影響を及ぼす恐れのある簡易水道事業会計への繰出金、及び中止となった修学旅行のキャンセル料相当分の補助金を補正するほか、退職手当及び人事院勧告等に準じた給与改定等に伴う人件費調整、国の制度改正に伴う国民健康保険特別会計等のシステム改修に係る委託料や繰出金、県環境整備に係る費用、及び国県の令和元年度補助金額の確定に伴う清算返納

金を補正するとともに、市道管理工事費と小学校敷地舗装工事費の年間を通じた工事の発注・施工時期等の平準化を図るため、それぞれ債務負担行為を設定するものです。次に、議案第 103 号、国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、人件費調整に伴う職員給与の減額分とコロナ禍の影響による国民健康保険税の減免に対する国県からの補助金の補正となります。議案第 104 号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、人件費調整に伴う職員給与の減額分と保険料業務システム改修委託料及び県後期高齢者医療広域連合への保険基盤安定負担金の増による補正となります。議案第 105 号、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、人件費調整に伴う職員給与の減額分と介護保険事務処理システム改修委託料を補正するものです。議案第 106 号から議案第 109 号はガス上下水道局関係です。それぞれガス事業、水道事業、下水道事業、簡易水道事業の 4 件で、主に人事異動及び人件費調整に伴う職員給与費等により補正するものです。次に、人事案件は 17 件です。議案第 110 号から議案第 126 号は妙高市農業委員会委員の改選による任命同意を求めるもので、総務課所管です。なお、議会の同意につきましては、農業委員会の法律が改正されてから 2 回目となりますが、その賛否を問う投票については、後ほど確認させていただきます。諮問第 4 号につきましては、人権擁護委員候補者推薦に対する意見についてで、市民税務課所管です。年明けの 3 月 31 日で任期満了となる上野圭子さんの後任委員、古見豊さんについて、議会の意見を得るため諮問するという内容です。以上が今定例会の付議予定案件です。レジメ 1 ページに戻ってください。上段①の会期について、説明します。告示が 11 月 22 日の日曜日です。召集は 11 月 30 日です。付議予定案件はただいま説明したとおり全部で 53 件あります。これらの審議のため、本会議 4 日、委員会 3 日とその間の休会含めて合計 19 日が必要であり、会期は 11 月 30 日から 12 月 18 日までの 19 日間としたいものであります。次に、この会期 19 日間で前提とした②会期日割りについてですが、9 ページ日割り表（案）をごらんください。11 月 30 日は 10 時開会ということで開催します。なお、全協開始時間は、11 月 30 日の午前 9 時 15 分から、今回案件が多いため中途半端な時間からですが、開会させていただきたいと思います。本会議は、市長から招集の挨拶があり、その後、議案の提案説明、それに対する 3 回以内の総括質疑、その後、委員会付託又は委員会付託せず即決となります。12 月 7、8 日は 10 時より一般質問です。10 日、11 日、14 日は委員会です。各委員会順は、このあとお諮りいただきますが、参考までにローテーション順ですと、10 日（木）は建設厚生委員会、11 日（金）は産業経済委員会、土日を挟みまして 14 日（月）は総務文教委員会です。次に、最終日の 18 日についてです。開始時間は 10 時です。各委員長報告、質疑の後、討論、採決となります。人事案件は最終日ということで、2 件ありますが、農業委員会委員の任命同意については、無記名投票を行ったうえ、採決となります。もう一つの人事案件も、提案・意見聴取ののち慣例により簡易採決による即決となります。欄外に記載のとおり一般質問締め切りは、初日 3 日前 11 月 25 日（月）正午であります。今年は直前に 3 連休があるため、短期間に集中してしまい、場合によっては、執行部への通知が間に合わなくなる恐れがありますので、出来る限り完成品で、出来る限り早めに提出をお願いしたいものです。以上レジメ 1 ページの①と②について説明しました。

○委員長（佐藤栄一） ただいま説明がありましたが、11 月 22 日告示、11 月 30 日召集、付議予定案件は 53 件、この審査のため、合計 19 日間要するというので、会期 11 月 30 日から 12 月 18 日までの 19 日間としたものであります。19 日間の会期を前提とした日割については、別紙のとおり説明がありました。①の会期と②の会期日割について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたらお諮りします。①会期、②会期日割については、ただいま説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め会期と日割りについてはこのように決定いたしました。次に日割のうち、委員会審査の順番についてローテーションでは、今説明があったとおりですが、これについて、委員長さんの調整を行いたいと思います。暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。ただいま委員長間で調整の結果、10日が建設厚生委員会、11日は産業経済委員会、14日が総務文教委員会ということでございます。この決定で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、委員会日程についてはこのように進めたいと思います。次に一般質問の通告締切りが11月25日正午で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め締切りについてはこのようにいたします。なお、今ほど局長のほうからも話ありましたが、曜日の関係で、提出できる日が1日半しかないということでございます。少しでも早めに提出いただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。なお一般質問の日程割り振りについては、原則として通告順ということになりますので、議会運営委員会を開催せずに、委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認めそのように取り計らせていただきます。次に、③議事日程案について事務局説明願います。

○事務局長（築田和志） ③議事日程（案）について説明をいたします。レジメ10・11・12ページをご覧ください。議事日程第1号は、11月30日10時からですが、日程第1から第3については記載のとおりであります。第4は、閉会中における委員会調査報告であり建設厚生委員長報告となります。次に、日程第5から第13まではいずれも市長の提案説明、所管委員会以外の議員の議案毎に3回までの総括質疑、その後、日程第6から日程第11及び日程第13は、委員会へ付託となります。日程は所管委員会毎にまとめてあります。なお、日程第5及び日程第12については、初日での採決となります。第6は、条例関係として議案第76号から78号の3件で、総務文教委員会へ付託となります。第7は、議案第79号及び議案第80号の2件で、建設厚生委員会へ付託となります。第8は、議案第81号の1件です。産業経済委員会へ付託となります。次ページをご覧ください。第9は、議案第82号から86号の5件は、指定管理者の指定についてです。総務文教委員会へ付託となります。第10は、議案第87号から議案第92号の6件は、指定管理者の指定についてです。建設厚生委員会へ付託となります。第11は、議案第93号から100号までの8件は、指定管理者の指定についてです。産業経済委員会へ付託となります。第12は、議案第101号は一般会計補正予算で、初日の採決となります。第13は、議案第102号から議案第109号は、補正予算8件です。一般会計についてはそれぞれ3つの委員会へ分割して付託されます。特別会計については所管委員会へ付託となります。続いて日程第2号、12月7日、本会議一般質問です。続いて日程第3号、12月8日、引き続き本会議一般質問です。なお、一般質問の通告人数によってはこの日は休会になり、なくなる可能性があります。また、質問の割り振りについては先ほど委員長に一任されました。続いて日程第4号、12月18日、本会議最終日ですが、付託案件については、各委員長の報告、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件ですが、提案・質疑ののち、農業委員会委員は無記名投票となります。投票方法は、3年前と同様、一人1議案ごとに1回ずつ投票して採決するものです。次に、人権擁護委員推薦議案は簡易採決により表決をすることになります。以上③議事日程を説明しました。

○委員長（佐藤栄一） ただいま③議事日程について説明がありましたが、この中で御意見等ございますか。特に、農

業委員会の投票方法について、ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時57分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。それでは、③議事日程について全体的なことも話ありますが、議事日程については、局長説明のとおり決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。次に、④から⑥について説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） それでは3ページの中段あたりからとなりますが、④から⑥まで説明させていただきます。本日現在、④追加予定議案は、いまのところございません。⑤請願と陳情で、陳情は新型コロナ禍による米価下落対策に関する陳情が1件と、自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」の取りやめを求める陳情が1件で合わせて2件です。2件とも産業経済委員会へ付託となります。⑥要請は、「国会等への拉致事件の解決に関する意見書提出の要請」と、「防災・減災、国土強靱化対策」の継続的な推進についての2件で、この後、議会運営委員会にてお諮りいただきます。

○委員長（佐藤栄一） 請願陳情要請のことについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、今後、本会議3日前までに請願等が提出されるものがあつた場合は、議会運営委員会開催の時間がないのでその付託先など、取扱いを初日の全協にて、議長より報告するというようにさせていただきます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

2) 全員協議会報告事項

○委員長（佐藤栄一） ご異議なしと認めそのように進めさせていただきます。次に、(2) 全員協議会報告事項について説明願います。はい、局長。

○事務局長（築田和志） まず①議会側全員協議会を11月30日本会議開始前9時15分から、この委員会室にて開催します。本日の議運協議結果、各種事務連絡について報告するものです。各種事務連絡についてと議会運営委員会協議結果についてとなります。②執行部側全協については、11月30日本会議終了後、議場において開催させていただきます。これについては3つございます。①妙高都市計画用途地域の変更素案について、建設課から報告があります。引き続き、②妙高市健康増進入浴施設（ほっとランド）の今後の在り方について、環境生活課より説明があります。続きまして、③ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託の事業者選定について、ガス上下水道局から報告があります。いずれも事前に資料提出される予定です。

○委員長（佐藤栄一） ただいま説明がありましたが、何か御意見等ございますか。

○渡部委員 すいません。執行部側からほっとランドの在り方についてということが説明される予定なんですけども、この指定管理者は多分ほっとランドも3月31日で切れるんですが、指定管理者のここにホットランドが入ってねってことは、もう、なくすことが前提ってことなんですよねきつとね。そこらあたり聞いてなんないですかね。このとき説明されたとして、仮にホットランドを継続するんだと指定管理者をまた新たにぶっ込まなくちゃいけないんですけど、そういう手続ってどうするんですかね。

○事務局長（築田和志） これも今の回答になるかどうかあれなんですけども、指定管理者は、直営になったら…。

○委員長（佐藤栄一） 暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。渡部委員。

○渡部委員 多分この12月の委員会って市長の出席っていうのはなかったですね。この指定管理者で、特に道の駅関連だと、市長から来ていただいて、お話賜らばいいんじゃないかなあなんて気はするんですけど。市長の出席は求めなくてもよろしいですかね。

○委員長（佐藤栄一） 暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

3) 協議事項

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。次に、(3) 協議事項についてです。本日はレジュメに記載の8項目について協議していただくこととなります。まず①について、事務局説明願います。

○事務局長（築田和志） 資料1をご覧ください。先ほど議事日程でご説明させていただきましたが、①の拉致事件に関する要請は、県市議会議長会を通じて各市議会へ要請されたものです。北朝鮮における拉致問題の早期解決について、今後の定例会において、拉致事件の解決に関する意見書を議決のうえ国会・関係行政庁に提出いただきたいというものです。以上です。

○委員長（佐藤栄一） 初めて見ていると思いますので、若干時間をとりますので中身を読んでいただき、各委員の御意見をいただきたいと思います。暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時09分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。概要については説明のとおりであります。それでは順に御意見をお聞きしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。それではこれより採決します。この要請については、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○委員長（佐藤栄一） 着席願います。全員賛成です。よって本要請に基づき意見書を提出することに決定しました。次に意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者、並びに提出する意見書を決定する必要があります。まず、提出者及び賛成者を決定したいと思います。これについて御意見ございますか。

○霜鳥委員 いつものことでもありますが、全員一致でもって提出するっていうことでありますから、提出者は議運委員長。賛同者は委員全員という位置づけでいかかと思えます。

○委員長（佐藤栄一） はい。それでは霜鳥委員より提出者は委員長、賛成者は、議会運営委員メンバー全員ということで意見が出されました。お諮りします。ただいま提案のとおり、提出者は佐藤委員長、賛成者は、議会運営メンバー全員ということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、そのように決定しました。次に、②について、事務局説明願います。

○事務局長（築田和志） 資料2をご覧ください。先ほど議事日程でご説明させていただきましたが、②の防災・減災、

国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書は、令和2年度をもって終了となることから、引き続き予算の確保を要望するものです。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ただいま説明があったとおりですが、これについて御意見ございますか。

○小嶋委員 実は昨日、商工会議所の建設業部会の皆様方と、委員の皆さんとのですね、建設厚生委員会の委員の皆さんとの意見交換会がございました。その中でも、これについてはですね、話が出ました。昨年の台風19号で今復旧作業、復旧工事がですね、もう非常に今進んでいるんだけどやっぱり人材不足といいますか人手不足といいますか、そういったものが非常に影響が大きいとかですね、いろんな話が出ました。そういった中で、これから、いろんな気象災害、異常災害がもう、どんどん頻発してくる時代になってきている。やはりこの国土強靱化っていうのが、計画的にですね、進めていかないとですね、突然、激甚災害が来てですね、対応出来なくなるというようなことも、これから先は考えなければならないようなこともあるんで、ぜひこの防災減災については、強く国に継続を求めるようにですね、お願いしたいとこういうような意見がありましたので、私としては、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○霜鳥委員 今もう全て小嶋委員から報告されたところでもありますけども、正直言って妙高市においてもですね、去年の台風被害の災害復旧そのものがね、まだまだ残ってるという、こういう状況でもあったり、それから建設業界の人材不足っていうのが、非常に進んでっていいですか、増えてきてると。正直、災害云々だけじゃなくて、これから向かう冬季間の除雪体制そのものにも影響を及ぼすような、みたいな形になってるっていうのが実態なんですよ。そんな形の中で、やっぱり人材確保等々を含めた形の中でもって、こういう事業を進めていくっていうのが絶対的に必要なことであるなということでもあります。県議会でも全会一致でっていうことでもありますし、ましてやその災害の多い当地でありますから、これは当然、引き続きお願いしていきたいというふうに思います。

○委員長（佐藤栄一） はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、これより採決します。この要請について賛成の議員は起立を願います。

（全員起立）

○委員長（佐藤栄一） 着席願います。全員賛成です。よって本要請に基づき意見書を提出することに決定しました。

次に意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者並びに提出する意見書を決定する必要があります。

まず、提出者及び賛成者を決定したいと思います。これについて御意見ございませんか。

○霜鳥委員 すいません。右同じでもって申し訳ないですけども、全会一致でありますんで、提出者は委員長。賛同者は、委員全員ということで、よろしいかと思います。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま霜鳥委員より、提案者は委員長。賛成者は、議会運営メンバー全員という意見が出されました。お諮りします。ただいまの提案のとおり、提案者は委員長。賛成者は、議会運営委員メンバー全員とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、そのようには決定いたしました。局長。

○事務局長（築田和志） すいません。それではただいまより決定された内容を配布したいと思いますので休憩をとっていただいでよろしいでしょうか。お願いします。

○委員長（佐藤栄一） 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時18分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。ただいま意見書案文について、皆様方のほうに配付させていただきました。1件目の拉致事件の早期解決を求める意見書につきましては、原案に横田滋さんを追加して入れるということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。そのように取り計らいたいと思います。文言については委員長に一任させていただきたいと思います。次に防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書案文につきましては、御手元に配付のとおりでよろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい、ではこのように取り計らせてもらいます。次に③災害対策マニュアルの見直しについて、これ私のほうから説明させていただきます。資料ナンバー1の後ろのほうに、ナンバー3がついております。先般、議運の小委員会を開催いたしまして、災害時の対応マニュアルについての変更を検討させていただきました。その結果を報告させていただきます。今回新型コロナウイルスが発生して非常に大きな脅威となっていることもあり、災害対応マニュアルに感染症を加えるという形と、議員の対応の仕方を見直すという形、それから事務局の対応についても見直しを図らせていただきました。第2配備体制の中では全議員に今まで電話となっていたと思うんですけど、メールというふうに変更させていただきました。それと第3配備体制の中では、種別の中に、感染症という文字を入れるという形をとらせていただきました。それから、事務局対応においては、議員の安否確認をしていただくことが大事だということで、②に安否の連絡のない議員を確認するという項目を入れました。番号は少しずれてきたので、それで⑤番に、全議員に被害状況等をメール、ファクスという形で、電話ではなく、変更させていただきました。それから、議員においては、議会事務局に自分の安否をきちっと連絡してほしいという連絡体制を確立するというところでございます。それと③の自主的に参集するというのは、こういった感染症等も考えますと、参集することより、地元なり、いろんなところで情報をやりとりするのが優先ではないかということで、これを削除しまして、形を整えたところです。なお参集のほうは下のほうに議長が参集するという形は残っております。このような形で対応マニュアルを変更したいということでございますが、皆さん方の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○渡部委員 第3配備体制の1番下の議長は、被害状況を把握し、必要に応じて議員を招集するではないかなと思うんですけど、参集でよろしいですか。

○委員長（佐藤栄一） そうすると、配備計画の2でも参集になってるんです。ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。ただいまの運営マニュアルの変更について、このように変更することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、このようにします。なお、次の全員協議会ではこの件を説明させていただきます。次に、④附帯決議について。これも私のほうから説明させていただきます。次のページに資料4がついております。妙高市議会ではここまでに2度の附帯決議をつけさせていただきましたが、なかなかしっかりとした議員各々の附帯決議に対する考えがまとまっていないように思いましたので、このように附帯決議の一覧表をつけさせていただきました。このような中で、これからの附帯決議について、御検討いただければと思います。詳しく説明しますか。

〔説明してほしい〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。若干、1の部分がほとんどだと思ってます。附帯決議というのは委員会に付託された案件に対する執行上の要望、勧告、留意事項等、委員会の意思としてまとめたもので、地方自治法、委員会条例、会議規則が認めたものではないということでございます。事実上、委員会の意思ということになります。付託案件を可決または修正議決した後、委員会が直ちに付帯決議を提出し、採決するというので、次の案件に移った場合には出来ないということになります。それから附帯決議は委員会だけの意思であって、議会の意思ではないということなので、簡単に言いますと本会議に報告する場合には附帯決議がつけましたという報告のみということになります。ただ執行部のほうは、附帯決議ついたら無視は出来ないんだよということが、執行部のほうで甘く見ないでくれよということです。それから付帯決議の提出時期は対象となる案件の議決直後と否決された場合には出来ないということになります。それから付帯決議は執行機関を公的に拘束しないため、執行上の要望や、今後の施策として充実すべき事項などを取り入れることができるということになります。なお議会の意思とする場合には、別の議案として、本会議に提出して、それを議決するという必要があるということです。その件については、決議と附帯決議については、下のほうに一覧で順番に載せております。これはやり方なり、ですので、見ておいていただきたいと思います。特に委員長さんはこれらを御理解いただきながら委員会運営されると楽ではないかと思っております。はいどうぞ小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今ほど委員長さんの説明のとおりなんですが、ただ、委員会で附帯決議をしたとしても、それだけの、なんていいますかね、執行機関は所属委員会の意思を無視出来ないとか、そういう文言になってると思うんですけども、ほかの市のやつを見ると、議会基本条例の中で、明確に市長は、本会議、委員会での附帯決議は尊重しなければならないという一文をですね、1項設けて入れてる議会基本条例も、余りそんな多くはないですけども、きちっと定めてるところもあります。今後の課題としてですね、やはり、こういうことが、2回ありましたけれども、そういったことを、やはりきちっと議会の意思を政策に反映していく、してもらうためには、条例化っていうことも、今後の課題としてですね、検討してく必要があるんじゃないかなというふうに思ってます。以上です。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員言われたとおり、基本条例に載せてるところもあるようでございます。今後の我々の課題として残しておくべきではないかと思っております。そのためには、議員全員がこの附帯決議の在り方をしっかり理解した上で向かっていっていただきたいと思っております。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 当議会では、附帯決議2回やってきてるんですけどね。だけどそれぞれにその中身性質が違うっていうのがあって。この辺のところもちょっと慎重な対応をしていかなきゃいけないのかなっていうふうに思っております。1回目の観光案内施設の時ね、全くそのままの附帯決議でもって、ただその中身の対応そのものが、当局の関係でちょっと、何て言いますかね、そう。まともじゃなかったっていう、こういう状況であつたりしますし、それから水道料金の問題についてはね、これはちょっと検討が、私個人的には検討が必要なんだろうというふうに思ったんですけども。条例は賛成して、それに附帯決議って言ったんだけど、あれには日付が入っていたっていう形があつたりするんで、それについての対応っていうのは、やっぱりやり方がちょっと慎重にやらなきゃいけないだろうと。前回の附帯決議とは、意味合いが違うっていうふうに私は感じてるんですけどね。今この附帯決議の出し方っていう点でいくと、そのままなんだけど、それやってって、やっぱりその中身、意味が通じなくなってしまうっていうことのないような形でもって、対応していかなきゃいけないというふうに思ってますんで、その辺のところは、いろいろと研究しながら、やっていかなきゃいけないことだろうというふうに思ってます。

○委員長（佐藤栄一） ただいまの意見を踏まえてまた今後附帯決議について検討していきたいと思ひます。この件についてよろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。次、5番のタブレットに関するアンケート結果について、事務局説明願ひます。

○事務局係長（堀川誠） 私のほうから説明をさせていただきます。資料ナンバー5のほうをごらんいただきたいと思ひます。これ先日議員の皆様の方からアンケートをしていただいた集計になっております。括弧内の数字が、回答いただいた数字ということで合計18議員全員の方から御回答をいただいております。1番、自宅でWi-Fi等を使ってインターネットを利用しているか、利用しているが15、利用していない3。2番、ふだん、ポケットWi-Fiモバイルルーターを使っていますかということなのですが、使用しているが3、使用していないが15。タブレット端末を所持し利用していますか、利用している8、利用していない10。予算を計上し、議会でタブレット端末を導入することについてどう思ひますかという質問について、必要と答えた方が13、将来的には必要が5、余り必要でない必要でないというのはゼロという形でした。4番につきましては、それぞれ理由を聞いております。①については必要の理由ということで、理由を書いていただいたことは全てこのポチのところに載っております。議会資料の経費やボリュームの削減が必要という意見。あと、ペーパーレス、デジタル化は急務という、必要の意見がございました。裏面ごらんください。今度逆に、将来的に必要な理由ということで、これも全て書いていただいたものは掲載してございます。現在の情勢、市民感情からして急ぐ必要がない。現在の議会活動においてなくてはならないものではないという御意見。あとタブレットの使い方について学習が必要とか、研修勉強会が必要という御意見がございました。6番目、タブレットを導入した場合に何に使ひますかということでこちら複数回答でございますが、1番多かった意見が、資料の閲覧が17、あと、その次、インターネットの閲覧で12、その次、資料の作成であったり、議会録画中継の視聴というのが8、その他という形で続いて意見がございます。7番目、タブレット端末を導入した場合、紙の資料を配布しないペーパーレス会議に移行する必要がありますか、どう考えますかという質問では、1年後に移行という御意見が8、移行が出来ないという御意見が次に多くて4、二、三年後に移行というのが3、その他の意見が3ということで、その他に書いていただいた御意見はまた、このポチのところに全て載っております。以上という結果でした。

○委員長（佐藤栄一） はい。ごらんの結果がタブレットに関するアンケート結果です。これについて何か御意見等ございますか。

○小嶋委員（小嶋正彰） 大きな流れとしては、必要であり、早い時期に導入しなきゃならんということですが、やはりその方法っていいですか、何に使うかという部分が、予算を使うわけですので、何に使うかそれをどういう効果を上げるかっていうのは議員の側にかかっているというふうに思ひています。そういった面からするとですね、やはりもう少し専門的に行った皆さんからね、議運のメンバーでよてている人もいなるけれども、それなりのもありますので、議会事務局の方と、委員長なり議長なり副委員長議長なり、どなたか入っていただいて、専門のですね、プロジェクトチームといいますかワーキンググループっていいですか、そういったことで、具体的な効果とコスト、導入のスケジュール、そういったものをですね、検討していただければありがたいというふうに思ひます。

○委員長（佐藤栄一） ほかに御意見ございませんか。ただいまの小嶋委員のほうから専門っていうか、このタブレットについて、取り組むメンバーをつくって少し進めたらどうかという話がございました。予算要求するにあたって必要なり、効果、それから、コスト、今後のスケジュール、それから使い形のルール化っていうのは大事だと思ひております。そんなこと考えますと大人数ではなくて、3人くらいの小人数でプロジェクトチームをつくって検討していただき、それを議会運営委員会に出していただき、全協に諮っていくと言ったほうがスムーズに行くん

ではないかなという思いがあるんですが、いかがでしょうか。

○八木委員（八木清美） 時期の設定といいますか、予算も必要になってきますので、この時期、また予算を確保するには来年の3月とか4月からということになると、また急ぎますし、その辺の時期も、大事ななと思いますので、よく検討していただきたいなと思います。

○委員長（佐藤栄一） 多分プロジェクトチームをつくれれば、来年度予算には間に合わないでしょうから、再来年度予算に間に合うように、例えば今回うちの議会、途中で切替えもありますので、来年の7月ぐらいいまでに、ある程度の形を出していただいて、予算要求に向けていくとか、プロジェクトチームどうなるか問題ありますけど、そういった目途を持ちながら、特別委員会をつくと議決してやらなきゃいけないし、大変重たいんでプロジェクトチームなら、議会運営委員会の諮問みたいな形で取り組めるんじゃないかと思うんですけど。いかがでしょうか。ただいまのプロジェクトチームの設置について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたらチームをつくっていくということでいきたいと思います。私としては、3人くらいで、事務局と相談をしながらやっていただくという形でいきたいと思います。人選については、私と議長に一任いただき、今後検討させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。そのように取扱いしたいと思います。よろしくお願いします。次に⑥、新型コロナウイルス感染症に係る議会対応について、事務局説明願います。

○事務局長（築田和志） それでは資料特になんですが、新型コロナウイルス感染症に対するということで、冒頭にお話もありましたように、まだ第3波が広がっているということで、新潟県内の20市の議会の状況を見ても、それ以降あらゆる手を尽くしてきているという状況であります。妙高市についても、即効性があるかどうかは別にしまして、何らかの形として手を打っていかなくちゃいけないのかなというところで、御提案です。その御提案に対して皆さんから御意見いただきたいと思います。まず1点目ですけども、議会本会議のときに、朝、こちらのほうに登庁していただいたら、まず非接触型の体温計で、熱だけ図らせていただきたいという御提案です。それからもう一つは、換気の問題なんですけど、今までグリーンシーズンは、気候もよかったですので、傍聴席の後ろの窓をあけっ放しにして、入り口とか、後ろのドアを開けて、空気がよく通るようにして、意外と空気は動いていたというふうに思っています。これからの議会につきましては、気候の関係で寒さも増してきますので、あけっ放しというのはちょっと、難しいかなと思っております。そこで、ほかの議会を参考にしますと、1時間に1回、五分程度の休憩をとって、窓をあけて空気の入替えをして、また再開をするといったようなところもございます。ただ、なかなか5分取れない部分もあるんですけども、そういった手だても時には打っていかなくちゃいけないのかなということでちょっと御意見いただきたいなと思っております。それから最後の1点です。演台等ですね、アルコール消毒とかについて、御意見いただきたいと思うんですけども、議員の皆様方が登壇をしてお話しになられて、今度下壇されておりにかかれるときに、アルコール消毒を1回1回したほうがいいのか、あるいはその時間が難しいということになればほかの議会では、アルコール消毒のティッシュを壇の上に置いてですね、お話しになった議員さんが終わったら、自分で拭いて、ごみ箱を用意して足元にぽと捨てて下がっていただくというような、ことされてるところもあるようです。それともう一つは、執行部側の登壇について、なかなか時間のこともありますけども、コロナのことも勘案するのであれば、執行部側の回答は自席でやってもらったらどうかというのも案の一つなんですけども。いややはり議員の皆さんが登壇するんだったら、執行部側も登壇するべきだとすれば、またそのアルコール消毒の分も合わせて検討するという事なんですけども、その辺も含めて、御意見を頂戴できればと思って御提案させて

いただきました。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ただいま局長のほうから3点ございましたんでちょっと1点ずつ、処理をしていきたいと思えます。最初の検温についてですが、本会議のある日、委員会の日もそうですね、議会のある日は朝、検温をするという形をとっていったらどうかということですが、御意見ございますか。

○小嶋委員（小嶋正彰） 事務局もね、こうやってやるの時間暇は大変ですよ。今こうやって手をかざすと検温できるものもあるし、画面でこう追っかけてって測るっていうものもあるけど、あれはちょっと高いんで。こうやってやるぐらいなら五、六千円でありますから、事務局ね、開会前ったら忙しいんで、時間暇かからんような対策で効果的なものをお願いします。

○委員長（佐藤栄一） 何か検温の仕方でもいいのありますか。暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時53分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。ただいまコロナウイルスに対する議会対応についてですが、非接触型体温計による朝の検温は行くと。機器については今後検討すると。2番目の議場の関係については、1時間程度をめどに換気をしていくと。3番目の演台等の消毒については、特に一般質問に関しては、議員並びに市長、教育長は、下がる時に自らテーブルを拭いて帰ると、発言席も同様の扱いとするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。このようにお願いします。すいません追加です。再質問については執行部側の答弁は自席で行うということによろしいですか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。そのようにお願いをしたいと思います。これはコロナ禍においてということで、よろしいですか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。それではそのようにお願いをしたいと思います。次に⑦、12月以降の視察対応について、私のほうから若干説明させていただきます。議会としての対外の外へ向かっての視察、ここまでしないうるんですが、現在第3波というような形の中、この12月議会で議決しない限りは、年度内の視察は出来ないということになります。今のところ、決めたとしても受入れ先があるかどうか分からないという状況でございますので、3常任委員長さんの御意見をまずちょっとお伺いして進めたいと思うんですが、総文はいかがですか。

○八木委員（八木清美） 独自で答えるっていいんですか。私の意見としては非常に難しいです。

○委員長（佐藤栄一） はい。建設厚生委員長。

○小嶋委員 はい。この間10月にも所管事務調査等ありまして、その中でもですね、議題ではなかったんですが、意見をお聞きしました。そろそろいいんじゃないかって意見もありましたけれども、今の状況見ますとですね、さらに第3波というような、危惧されるような状況です。その前に、首都圏を初め、受入れ先がない、ないんじゃないのという話もありまして、今年はなしといいますかね、というようなことでやむを得ないんじゃないかというような意見が大勢でした。

○委員長（佐藤栄一） はい。はいどうぞ。阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 今、建設厚生委員長が全て言っていただきましたので、特段、私どもの委員会と同じですので、以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。それでは議会としての対外的な視察は、今年度中はやらないということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。なお、会派等個人的なものは自己責任で行っていただくと、行ってもいいということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。それではそのようにしたいと思います。堀川係長。

○議会事務局係長（堀川誠） すいません。受入れのほうもあります。

○委員長（佐藤栄一） はい、次にやります。それから次、視察研修の受入れをどうするか、他市からの。ここまでは、我々が出ていけないので、受入れを断ってきてるという経緯がございます。事務局としてもこれをはっきりしてもらわないと困るということなんですけど。今年度中は受入れをしないという形でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今日も県議会の特別委員会の視察があるというようなことで。会場はここでないみたいですが、そこら辺のところでは何か、そういう議論はあったのでしょうか。

○事務局長（築田和志） 議論は、特になかったんですが、県のほうから事務局を通じまして要請といたしますか、要望があって、その前段でも1件、県の委員会から来ていただいたのがあったものですから、その流れで引き受ける流れとなったという事実なんです。ちょっと検討する内容ではなかったんです。

○小嶋委員（小嶋正彰） 県議会としてね、何かそういうような方針があつてこうしましょう、県内ならいいんじゃないとか、何かそんなようなものがあるのかな、それでこうなったのかなと、状況はおんなじだと思うんで。逆に新潟のほうがいっぱい出てるんで、ちょっと心配ではあるんですけども。

○議長（関根正明） すいません。県議会はまだ視察に結構回ってるそうです。泊も、ある状況です。この前、基地協の会議で、長岡と新発田とでちょっと話したんですけど、そろそろ解禁したほうはどうかっていう長岡側の意見だったんですが、新発田は既に宿泊限定で解禁してるそうです。ただ、ここ1週間ちょっと全然違う状況になってきたんで、その当時とは全然意見が違ふと思いますけど。そのときはそういう、自分たちが出る以上、やっぱり受け入れる感じと、ただ新潟は、自分たちは出ているけど、受入れてないというところもありました。以上参考まで。

○委員長（佐藤栄一） はい。我々としては、出ていけない、受入れないという。今回の県議会は、別扱いにして今後受けないという形でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。ではそのような形で進めたいと思います。次に⑧、委員会における携帯電話の使用についてです。これについて事務局説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。申し訳ございません。携帯電話の使用につきましては前回の全協だったのでしょうか。そのときも出たんですけども、このマイクの設備につきましては、W i - F i の電波、今議長の隣のボックスのところから機械で発信されてるんですけども。それで今までよくとまったり消えたり使えなかったりしてたのが原因が、携帯電話の持ってる電波、それから、この下の4階で使ってるW i - F i、それから3階で使ってるW i - F i も検査の結果、ここで拾って、これの障害になってるということが判明しました。つきましては、来年度の予算で、これもうW i - F i じゃなくて赤外線方式に変えるための予算要求を今してるんですが、いずれにしてもそれまでは、これに障害のある可能性があるんで、業者から来ていただいて説明いただいたときには、もう携帯電話

の電源を切ってもらえない。携帯電話を控室に置いていても、電波が飛んできてしまうので、置いていても駄目だということで、もう議会で委員会ですとか、本会議のときに来ていただいて、これを使うときには、電源を切っていただくということでお願いをしたいと考えております。議場についてはどうかということなんですけども、議場でももちろん、切っていただくのが1番いいんですけども、傍聴席の皆さんで、もしかしたら使われる方、マスコミの方等いますので、その辺は今後配慮が必要なんですけども、基本的には切っていただくのがベストで、やむを得ない場合は、マナーモードにしておいていただきたい。この部屋に関しては絶対に切っていただきたいということでお願いします。以上です。

○委員長（佐藤栄一） これについて御意見等ございますか。機器の関係でやむを得ないということですので、今後委員会については、オフにすると。

○小嶋委員 タブレットも同様ですよ。

○事務局長（築田和志） はい。同様です。

○委員長（佐藤栄一） じゃあ、委員会室においては、携帯電話をオフにするということで。これ今度、全協にも通知しなきゃいけないので、告示案内の中にもこの文章を入れていただかないといけないと思うんですが、よろしいでしょうか。

○事務局長（築田和志） はい。それでは告示の時に案内をさせていただきますが、そこにも入れさせていただきます。

4) その他

○委員長（佐藤栄一） それではその他、何か皆さんのほうでございませうか。

○霜鳥委員 ごめんなさい。日米共同訓練の関係なんですけども、先般の説明を受けたっていう資料は、送付していただいたんですが、今後、そういう情報等があったら、従前どおりっていいですか、この間のように順次情報を流していただきたいなというふうに思います。

○事務局長（築田和志） はい。総務課のほうと調整しまして、随時情報を流させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤栄一） ほかにないようでしたら、以上をもちまして議会運営委員会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後 0時04分